

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 19 日

都道府県
各 指定都市 民生委員・児童委員主管課 御中
中 核 市

こども家庭庁成育局成育環境課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

次期民生委員・児童委員の一斉改選に当たっての留意事項について

次期民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の一斉改選については、令和 7 年 12 月 1 日に行うこととしていますが、当該一斉改選に向け、下記の点にご留意いただき、管内市区町村へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条に規定する厚生労働大臣の定める基準については、「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成 25 年 7 月 8 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定める基準を参酌すること。
なお、今般の一斉改選に際して当該基準の変更はないこと。
2. 民生委員及び主任児童委員の活動に支障が生じることのないよう、定数を設定するに当たっては、管内人口や面積、移動に要する時間や距離を含む地理的条件、世帯数の増減及び世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対する住民視点に立った活動が適切に行われるよう地域の実情を踏まえたものとする。
3. 平成 26 年 4 月 1 日より、民生委員の定数は都道府県、指定都市又は中核市の条例により定めるものとされていることから、定数の設定に当たっては、管内市区町村の意見を聴取した上で、必要な手続を行うこと。
また、その際、民生委員の活動実態や活動環境を的確に反映する観点から、併せて、民生委員協議会等当事者の意見を聴取するよう努めること。
4. 民生委員法第 5 条に規定する民生委員推薦会の設置に当たっては、多様な委員構成の確保に努めること。併せて、「民生委員・児童委員の選任について」（平成 22 年 2 月 23 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定める地域の実態により精通している推薦準備会を必要に応じて有効活用すること。

5. 民生委員の推薦に当たっては、地域によっては自治会等の地縁組織による推薦が困難な場合もあることから、社会福祉協議会を始めとした地域に根ざした社会福祉事業を営む法人など、多様な推薦母体やボランティア活動に従事する地域住民に候補者推薦の働きかけを行うなど、行政機関としても推薦プロセスの過程において、主体的に関与すること。
6. 年齢要件については、「民生委員・児童委員の選任について」（平成 22 年 2 月 23 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）等において、
- ・ 民生委員については、75 歳未満の者を選任するよう努めること
 - ・ 主任児童委員については、55 歳未満の者を選出するよう努めること
- を定めているが、併せて地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能である旨を定めているので、民生委員や主任児童委員の選任に当たって、この年齢要件により難しい場合には、年齢要件によらず、人格識見や活動時間の確保可能性等を勘案して、選任することも可能であること。

【連絡先】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課予算係

電 話：03-5253-1111（内線）2857

E-mail：chiiki-yosan@mhlw.go.jp